

送付6-3、9~11、14、15、23、25、29 陳情審査部分抜粋：

令和 6年 7月 8日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 次に、神田警察通り関連の陳情についてです。本件に関する陳情は、新たに当委員会に送付された陳情、送付6-25、千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情、送付6-29、神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情、併せまして、継続中の送付6-3、6-9から6-11、6-14、6-15、6-23の合計9件です。

新たに送付された陳情書の朗読を省略し、関連するため一括して審査をすることとしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、前回は申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書で配付しております。また、送付6-15の陳情書に添付の意見書は、委員のみ配付しております。委員の皆様におかれましては、以上の2点について取扱いに十分ご注意を願います。

それでは、執行機関から何か情報提供、ございますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 特にございません。

○林委員長 はい。それでは、委員の皆さん、ご意見や本件9件の陳情の取扱いについて。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、本件9件の陳情につきましては継続の取扱いとさせていただきます。

以上をもちまして、神田警察通り関連の陳情審査を終了いたします。